

特別史跡藤原宮跡を活かした地域づくり・観光振興

－植栽花園整備事業の取り組み－

濱口 和弘（橿原市役所魅力創造部世界遺産・文化資源活用課長）

1. はじめに

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西約7.5km、南北約8.3km、面積39.52km²を計り、人口約122,500人（平成30年7月1日現在）を有す。市域の東は桜井市、西は大和高田市、御所市、南は高取町、明日香村、北は田原本町、広陵町と接している（図1）。

鉄道網はJRと近鉄が縦横に走り、大阪から約30分、京都から約50分、名古屋から約1時間50分の所要時間である。道路網も奈良県の東西南北軸である、国道165号と24号・169号の幹線道路と併せ、京奈和自動車道も本市域への接続を完了し、関西国際空港から約1時間10分の交通の便は良好である¹⁾。



図1 橿原市の位置（註3より転載）

市域は全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が流れている。また、名勝大和三山（香具山：標高152m、畝傍山：同199m、耳成山：同139m）がそびえ、その中央には約1300年前に我が国最初の都城藤原京の中心であった藤原宮跡が位置する。

当市の平成28年度一般会計決算額は、歳入が約425.70億円、歳出が約413.44億円である。歳出における文化財関連費は約3.60億円であり、約0.87%しか占めていない状況である。なお、史跡藤原京跡と史跡丸山古墳の公有化事業費は約3.9千万円、当市の全史跡の維持管理及び整備活用事業費は約3.9千万円である²⁾。

2. 文化財を取り巻く最近の状況・背景

（1）橿原市の埋蔵文化財行政の現状

奈良県教育委員会刊行の遺跡地図では、当市のはほぼ全域にわたって800以上の遺跡が分布しており、なかでも市南部の丘陵部に古墳が多く、特に新沢千塚古墳群には約600基の古墳が築かれている。一方、平地部の遺跡の中で最大規模を誇る都城跡の藤原京跡は、市域の約60%を占めている。

当市の交通の利便性から、京阪神のベッドタウンとしての位置付けが高まり、昭和50年代後半以降は住宅開発や道路整備が活発に行なわれ、それに伴う埋蔵文化財の現地発掘調査が、平成20年度頃までの文化財担当課の主な業務であった。

近年の経済事情による大型事業の減少や遺跡の保



図2 藤原宮跡（南から）（註3より転載）

護措置を講じた施工方法の採用、財団法人による民間事業に伴う発掘調査の実施により、平成22年度以降の文化財担当課が行なった発掘調査件数が一桁になったことから、既往調査の報告書刊行業務を積極的に取り組んでいる。

平成25年策定のまちづくりの指針となる『橿原市第3次総合計画』において、「文化財の保護と活用」と「歴史文化を活用する観光の振興」が示され、当市の文化財が観光振興の1資源として位置付けられたと言える。

(2) 特別史跡藤原宮跡の現状

本稿の対象である藤原宮は、日本古文化研究所が昭和9（1934）から15年（1940）に行なった発掘調査によって、その位置が確定し、昭和21年（1946）に史跡指定、昭和27年（1952）には特別史跡に指定された。昭和52年（1977）以降、平成29年まで14次に亘る追加指定が行なわれ、その面積は約92.38万m²である。そして、文化庁の直轄事業により、指定地のうち約53.13万m²が国有化され、その比率は58%にしか過ぎない（図2）。

現在、藤原宮跡の発掘調査は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が、学術調査を年次計画のもと継続して行なっており、平成30年3月時点では190件を超えており、しかし、その調査面積は約1km四方の宮域全体の約12%であり、藤原宮の全貌解明には程遠い状況である。

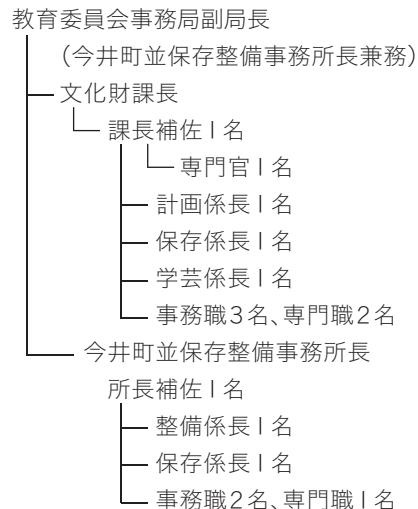


図3 文化財課人員体制

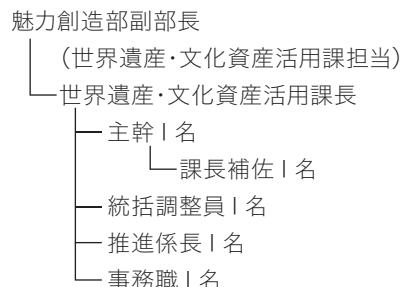


図4 世界遺産・文化資産活用課人員体制

3. 文化財の保護に関わる組織体系

橿原市では教育委員会事務局が文化財行政を所管しており、担当課として文化財課と今井町並保存整備事務所が配置されている。

文化財課は、市内の全文化財を対象とした業務を担当し、今井町並保存整備事務所は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町の保存業務を行なっている。なお、その人員体制は図3の通りである。

また、首長部局の魅力創造部世界遺産・文化資産活用課が、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の世界遺産登録に向けた業務を図4の人員で担っている。

4. 文化財担当職員の仕事内容

文化財課の主な業務は、計画係が、有形文化財（建

造物、工芸品）や記念物（史跡）などの修理や維持、管理を担当しており、国や奈良県指定で修理が必要となった建造物、工芸品などの所有者と県教育委員会との調整を図っている。また、史跡丸山古墳などの公有化と史跡への来訪者や近隣住民への良好な環境を提供するため、草刈や虫害対応も行なっている。

保存係は、埋蔵文化財の保護と調査が主要な業務である。平成5から19年度までは、最大9名の専門職員で埋蔵文化財の現地発掘調査を実施したこともあったが、近年は、大型事業の減少と併せて試掘調査を含む事前協議において、遺跡を保護する工法を検討し発掘調査件数の抑制に努め、専門職員が、出土遺物の整理業務に従事する時間を増やし、報告書の刊行を促進している。

学芸係は、歴史に憩う橿原市博物館における展示と特別展に関連した体験型イベントの開催である。

また、今井町並保存整備事務所は、重要伝統的建造物群保存地区今井町の環境整備や、建造物の修理や修景を主な業務としている。

世界遺産・文化資産活用課の主たる業務は、世界遺産暫定一覧表に記載された、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の構成資産である特別史跡藤原宮跡をはじめとする、史跡や名勝の世界遺産登録に向けた事業である。

そして、平成13年に文化庁は、『特別史跡藤原宮跡整備基本構想』を策定し、整備の方向性を示されたが、後続の『基本計画』も未着手であり、本格整備の着工にはかなりの時間を要する状況であった。

そこで当市は、特別史跡藤原宮跡の本格整備までの間、暫定整備の一環として一部の国有地を借用し、季節の花の植栽を文化庁に提案し同意を得た。時に、世界遺産暫定一覧表に記載される「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産の一つとして、特別史跡藤原宮跡が候補にあがっていたことや、地域住民からの藤原宮跡の整備への取組みに協力したいという意欲的な要望もあり、地域住民で構成された藤原宮跡整備協力委員会と世界遺産・文化資産活用課の協働で、平成18年度より現在まで、花の品種と



図5 春の菜の花



図6 夏のキバナコスモス



図7 夏のハナハス



図8 秋のコスモス

区域の変更を図りながら、春は菜の花、夏はキバナコスモスとハナハス、秋はコスモスの植栽整備事業を実施している（図5、6、7、8）。

また、文化財課の所管事務となる、『橿原市内史跡名勝保存活用計画書』の策定や特別史跡藤原宮跡とその隣接の史跡藤原京跡の追加指定の手続きについては、世界遺産・文化資産活用課の補助執行や文化財課の協力を得て主務として行なっている。

平成29年度には、日本遺産に係る業務も、文化財課から世界遺産・文化資産活用課への所管換えが行なわれた。

5. 文化財が地域づくり・観光で利用されるメリット・デメリット

近年、文化財を単に凍結保存するだけでなく、地域の「だから」として、文化振興とともに地域の活性化に適切な活用を図ることがこれまで以上に求められている。

当市においても、平成25年策定の『橿原市第3次総合計画』における「文化財の保護と活用」と「歴史文化を活用する観光の振興」や、平成29年策定の『橿原市観光基本計画』の観光戦略の一つに、「今井町を核とした市内観光地の活性化」が挙げられたことは、積極的に文化財を観光振興に利用する方向性がより明確になったと言える。

藤原京跡の中心にある特別史跡藤原宮跡は、橿原市を代表する文化財であるとともに、平成19年に世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の中核となる構成資産であり、当市の観光振興に大いに貢献できる文化財である。

地域住民で構成された藤原宮跡整備協力委員会と当市が協働で取り組んでいる特別史跡藤原宮跡植栽花園整備事業は、その参画者自らが、自分たちが住む地域の歴史的価値を知ることにより、地域に誇りを持つことが出来るとともに、地域のステータスシンボルとして、藤原宮跡を良好に保全し、将来へ伝える意識の萌芽と原動力と成りうるのである。

つまり、地域住民の理解と協力が得られた、地域

づくりや観光振興への文化財の利用は、文化財を後世に保存する有効な手段であり、逆に利用を拒むことは、文化財へのデメリットになるのではないだろうか。しかし、文化財を地域づくりや観光振興に利用できる条件は、文化財の保存の担保が必須である。

6. 今後のあり方、求められる文化財担当の役割

地方自治体の事業は、住民に有益でなければならぬはずであるが、埋蔵文化財に係る業務は、開発等の妨げとして受け取られ気味であったことは否めない。

しかし、地方創生や地域活性化事業の実行において、文化財を利用した施策が、住民生活や地域に潤いをもたらすことが、徐々に明らかとなりつつある。当市の文化財担当職員は、この機を逃すことなく、文化財を将来へ確実に伝えるためにも、文化財が当市の重点事業を担う有効な資源であることを広く周知啓発しなければならない。

そして、文化財担当職員には、当市が策定する各種の計画や施策の立案を進める中で、文化財を活かした実効性と効果が生まれる提案を担う人材として求められていくものと考える。

文化財の整備には多額の事業費が必要であり、その確保は厳しい状況である。本稿の特別史跡藤原宮跡植栽花園整備事業も、決して小額の事業費ではないものの、来訪者はもとより地域住民や民間事業者などの当事業に関わる人たちの大半が、好意と親しみを享受している1例として紹介させていただいた。

【補註および参考文献】

- 1) 橿原市ホームページ 2017 「橿原市の概要」 2017年9月27日更新
- 2) 橿原市ホームページ 2018 「橿原市の予算・財政」 2018年5月25日更新
- 3) 橿原市教育委員会 2017 『橿原市内史跡名勝保存活用計画書』